

大塚地区保育園設計業務プロポーザル
公募要領

令和6年4月

蒲郡市

「未来に繋がる、新たな保育園の創造へ」

蒲郡市の公共施設の多くは、築後50年を超えており、近年では施設の老朽化が進んでいます。将来を担う子どもたちにとって良好な環境を整えるため、施設の改築や大規模改修等の施設整備を本格的に始めていかなくてはならない時期を迎えています。

このような状況下において、今年度、かねてより計画を進めてきました、大塚地区の保育施設の設計業務に着手いたします。本事業は、保育サービスの向上を願う地域住民の期待の応える重要な事業であると捉えております。

私自身、市長就任当初から、子育てしやすい最適な環境整備に取り組むとともに、地域コミュニティが子どもたちを育て、将来を担う子どもたちの郷土愛を育んでいく「子どもファースト」という考えを非常に大切な政治理念として表明しており、保育施設は子どもファーストの象徴となる施設であり早期の事業着手を願っております。

そして、この設計業務は、これから続く蒲郡市の保育施設整備の端緒になることから、多様で柔軟な発想での優れた設計提案を求めています。そのため、参加要件等についても、子育て世代に近い方を対象としています。プロポーザルに参加される建築家・事業者の皆様におかれましては、子どもたちの未来に繋がる保育所を創造し、そして地域住民に愛される施設づくりを、我々蒲郡市とともに「ワンチーム」で構築していただきたいと思っています。

蒲郡市の将来を担う子どもたちのため、そして市民の明るい未来のため、柔軟で力強い提案を望みます。

令和6年4月

蒲郡市長 鈴木 寿 明

目次

1	業務名称	1
2	業務目的	1
3	業務内容	1
4	業務期間	1
5	提案限度額	1
6	支払い方法	1
7	受注者の選定方式	1
8	契約	1
9	選考スケジュール	2
	(1) 選考スケジュール概要	
	(2) プロポーザル公募要領等の配布期間	
	(3) 現場説明会	
10	参加資格	3
11	審査委員会	4
12	一次審査	4
13	二次審査	5
14	応募の手続き	6
	(1) 応募書類の受付	
	(2) 一次審査書類提出と結果通知	
	(3) 二次審査書類提出と結果通知	
	(4) 優先交渉権者の提出書類	
15	一次審査提案書の作成方法	9
16	二次審査提案書の作成方法	11
17	事務局	11
18	質問の受付	12
19	契約手続きについて	12
20	参加の辞退	13
21	失格事項	13
22	契約事項	13
23	結果の公表	13
24	留意事項	13

1 業務名称

大塚地区保育園設計業務委託

2 業務目的

蒲郡市では、蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に基づく大塚地区個別計画に基づき大塚地区に設置されている2つの保育園を統合する施設整備計画を進めている。本業務は、「蒲郡市公共施設マネジメント実施計画に基づく大塚地区個別計画（以下、「基本計画」という。）」の内容を踏まえて、大塚地区にある2つの保育園を統合してサービス水準を向上することを目的とした保育施設の基本設計と実施設計を委託するものである。

当該施設は、今後の大塚地区の子育て支援の核の一つとなるもので、大塚地区の住民にとってこれまで不足していた保育ニーズの充足や利便性を期待する施設となる。地域の特性やニーズ、期待を取り込んだ柔軟な発想による施設設計により新施設が少子高齢化時代に求められるものとなり、地区の子育て環境が充実されることに繋がることを目的として豊かで魅力的な提案を求めるものである。

そのため、本業務は、子育て世代に近い年齢層の建築家を対象として、プロポーザル方式により受託事業者を募集する。

なお、業務実施にあたっては「大塚地区新保育園整備基本計画」のコンセプトに沿い、地域住民、保育園運営者、施設所管部署の意見を反映しながら進めることとなる。

3 業務内容

別添「大塚地区保育園設計業務委託仕様書」のとおり。

4 業務期間

契約日の翌日から令和7年10月末

5 提案限度額

47,671,800円（消費税及び地方消費税10%含む）

6 支払い方法

計2回の支払いを予定。

- ・ 令和6年度基本設計完了時
上限1100万円（税込み）とする。
- ・ 令和7年度実施設計完了時

7 受注者の選定方式

プロポーザル方式

8 契約

プロポーザル方式により選定された優先交渉権者と契約内容協議を行ったうえで、随意契約を締結する。詳しくは「19契約手続きについて」参照

契約は、蒲郡市入札参加資格者名簿において、次の営業種目に登録されていることを条件とする。登録は1次審査結果通知後、速やかに手続きすること。

業者区分：委託
業種名：設計
種目名：建築設計

9 選考スケジュール

(1) 選考スケジュール概要

令和6年4月2日（火）公募要領等の配布開始
5月11日（土）現地説明会
5月15日（水）質問受付締切
5月20日（月）質問回答
5月24日（金）応募申込書類提出締切
5月31日（金）参加資格通知
6月3日（月）一次審査書類受付開始
6月24日（月）正午 一次審査書類提出締切
6月下旬 一次審査（書面審査）
7月5日（金）一次審査結果通知及び発表、二次審査参加要請通知
8月上旬から8月中旬
二次審査（プレゼンテーション及び審査委員会）
8月中旬から8月下旬
二次審査結果通知（応募者）
8月下旬 審査結果公表（蒲郡市ホームページ）
9月上旬 契約締結
令和7年3月下旬 基本設計業務完了
10月末 業務終了

(2) プロポーザル公募要領等の配布期間

ア 配布期間

令和6年4月2日（火）から令和6年5月24日（金）午後3時まで

イ 配布方法

蒲郡市のホームページからダウンロードする。

(3) 現場説明会

本プロポーザルを実施するのに当たり、現場説明会を次のとおり実施する。

ア 実施日及び時間

令和6年5月11日（土）午前10時から午前11時まで

イ 実施場所

蒲郡市大塚町後広畑 25-1

大塚保育園

ウ 参加希望の申込み

現場説明会に参加を希望する者は期限までに下記から申し込むこと。

参加可能人数 最大3名まで

申込期限：令和6年5月8日（水）午後3時まで
<https://logoform.jp/form/UpCD/524780>
右記のQRコードからも申込みできます。



エ 留意事項

- ・ 現場説明会への参加は任意であり、プロポーザル参加の必須条件ではありません。
- ・ 集合場所は、大塚保育園駐車場（施設隣接）とし、市担当者の許可なく敷地内に入ってはならない。施設隣接駐車場には台数に限りがあり、参加者多数の場合は徒歩10分圏内で別駐車場へ案内します。説明会開始時間15分前までに現地に到着すること。
- ・ 市担当者の指示に従い行動すること。勝手に動き回らないこと。
- ・ 応募者多数の場合は時間の変更をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

10 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす一級建築士事務所とする。

- (1) 応募申込書の提出日において、建築士法上の一級建築士事務所登録を受けていること。
- (2) 次のア、イのいずれにも該当しない者であること。
ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者。
イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (3) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 蒲郡市の入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (5) 建築士事務所の開設者（以下、「開設者」という。）は次に掲げる要件をすべて満たすこと。なお、開設者が本業務における設計業務全体を統括する責任者（以下、「業務責任者」という。）を務める者とする。
ア 開設者は、建築士法に基づく一級建築士の資格者であること。
イ 開設者は、昭和54年1月1日以降生まれであること。
- (6) 連名による応募はできない。（受託者は1者）
- (7) 共同企業体（JV）としての参加は認めない。
- (8) 設計・監理実績について

特定用途の設計・監理実績を参加資格として求めることはない。ただし、応募者の経歴として提案書に主たる設計・監理実績を記載すること。なお、応募者が前職歴で有する設計・監理実績は、主たる設計者として携わった場合のみ

認める。その場合は前職歴所属の代表者が主たる設計者として従事したことを証す書類（任意様式）を提出すること。

ア設計・監理実績は、応募申込書類提出時点で建物が竣工した実績とする。

イ設計・監理実績については、日本国内の実績に限る。

(9) 次に掲げる要件を全て満たす技術者を配置すること。

ア 業務責任者及び各主任技術者を配置すること。

イ 業務責任者は、【意匠】の主任技術者を兼任すること。

ウ 業務責任者は、【構造】【電気】【機械】の業務分野の各主任技術者を兼任することができる。

エ 業務責任者を除く主任技術者は他の業務分野の主任技術者を兼任できない。

11 審査委員会

優先交渉権者の特定は、大塚地区保育園設計業務プロポーザル方式業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 審査委員長

原田真宏：株式会社マウントフジアーキテクトスタジオ主宰
芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授

(2) 審査委員（五十音順・敬称略）

太幡英亮：名古屋市立大学 芸術工学研究科 建築都市領域 教授

仲 綾子：東洋大学 福祉社会デザイン学部 人間環境デザイン学科 教授

安井秀夫：株式会社安井秀夫アトリエ代表 工学博士

吉元 学：株式会社ワーク○キューブ

愛知淑徳大学 創造表現学部 創造表現学科 教授

12 一次審査

選定は一次審査及び二次審査の2段階審査方式で行う。

一次審査は次のとおりとする。

(1) 一次審査方法

一次審査は、書類審査で評価する。

(2) 二次審査対象者の選定

二次審査対象者は評価の高い上位5者（第1候補者から第5候補者）を選定する。

(3) 評価方法

提案内容を5段階で評価し、評価に応じた点数とする。

(4) 一次審査の評価項目、配点等

評価項目	配点	審査内容
(1)実施設計実績及び自己アピール	10点	業務内容に対応した、十分な実施設計 実績を有しているか 応募者の業務実績以外の自己アピール

(2)業務の執行体制	10点	技術者の配置は最適か。 業務の執行体制は適切か。
(3)業務に対する取組	20点	地域住民の期待に応える意欲や熱意が感じられるか 本業務を理解した上で業務に取り組んでいるか
(4)コンセプト及び基本構想	30点	こどもの生活環境として魅力を感じられるか 子育て環境の充実への配慮が感じられるか 環境配慮や情報化社会(DX)に対する配慮が感じられるか
(5)施設計画の提案	30点	立地条件を踏まえた提案が考えられているか 敷地条件を踏まえた各種動線計画、機能性の提案 建設コストに対する実現性が感じられるか。
合計	100点	

(5) 審査結果の通知

ア 審査結果は上位5者に出選された方のみ通知する。結果通知と同時に二次審査の日程及びプレゼンテーション時間を通知する。

イ 一次審査の結果及び二次審査日程は蒲郡市のホームページで公表する。

13 二次審査

二次審査は次のとおりとする。

(1) 審査方法

二次審査は、プレゼンテーションによる審査と提案価格によって評価する。

(2) 優先交渉権者等の候補者の特定

優先交渉権者と次点交渉権者の候補者を次のとおり特定する。

ア 二次審査プレゼンテーション後に審査委員会を開催し優先交渉権者と次点交渉権者を特定する。

イ 優先交渉権者は、本業務委託の契約相手として協議する者をいう。

ウ 次点交渉権者は、優先交渉権者との協議が整わない場合に本業務委託の契約相手として協議する者をいう。

(3) 評価方法

ア (1)から(3)の提案評価は各配点を5段階で評価し、評価に応じた点数とする。

イ 同点数の場合は審査委員会の合議で決定する。

(4) 二次審査の評価項目、配点及び評価別点数

評価項目	配点	評価の視点
(1)業務に対する取組方針	30点	地域住民の期待や意見を捉える取組 子育て環境の充実に対する取組 業務を進めるための執行体制 本業務に対する理解度

(2)コンセプト 及び基本構想	35 点	こどもの生活環境に対する考え方 地域の子育て支援に対する考え方 地域性に対する考え方 環境配慮や情報化社会(DX)に対する考え方
(3)施設計画の提案	35 点	立地条件、敷地条件を踏まえた計画の魅力度 こどもが育つ環境としての機能の独創性や魅力 建設コストに対する提案の合理性と実現性
合計	100 点	

(5) プレゼンテーション

二次審査プレゼンテーションはプロジェクターで映像を投影して行う。プレゼンテーションは録画し動画配信を予定している。

(6) 費用の負担

二次審査の提案料として1者一律15万円（消費税及び地方消費税10%含む）を支払う。

14 応募の手続き

本プロポーザルに応募を希望する者の受付手続等は、下記のとおりとする。

「10参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 応募書類の受付

ア 応募申込書類受付期間

令和6年4月2日（火）から令和6年5月24日（金）午後3時まで

イ 応募申込書類の提出方法

受付期間中に下記のURLより手続きを行い、応募書類のデータをアップロードすること。アップロードできる容量は1つのファイルにつき10Mbtまでとする。

<https://logoform.jp/form/UpCD/523436>

右記のQRコードからも手続きできます。



ウ 応募申込時に必要な添付ファイル

①参加表明書（様式7のPDF）

②開設者の一級建築士免許証もしくは一級建築士免許証明書（PDF）

③建築士事務所登録証明書（写しPDF）

※①から③の書類データを1つのファイルにしたPDFファイルをアップロード提出すること。

エ 参加資格通知

参加資格通知は、提出書類を確認後、令和6年5月31日（金）に順次電子メールにより行う。同時に本プロポーザル登録番号を通知する。

(2) 一次審査書類提出と結果通知

ア 一次審査書類受付期間

令和6年6月3日（月）から令和6年6月24日（月）正午まで

イ 一次審査書類の提出方法

一次審査書類はデータをアップロードして提出すること。

アップロードできる容量は1つのファイルにつき10Mbtまでとする。

提出するアップロード先は参加資格通知時に案内する。

ウ 応募は1者1提案とする。

エ 一次審査提出物

①一次審査用図書提出書（様式2 ワード形式）

②一次審査用提案書（PDF形式）

（「15一次審査提案書の作成方法」に基づき作成したものをPDF形式で提出。
3ファイル以内で提出）

③実施設計実績を証明する書類（PDF形式）

10 参加資格(8)示す書類必要となる場合に提出すること。

全ての書類を1つのPDFファイルにまとめてアップロード提出すること。

オ 一次審査結果発表及び通知

一次審査終了後、蒲郡市ホームページ上で一次審査通過者の本プロポーザル登録番号を発表する。一次審査通過者には電子メールにて通知を行い、二次審査（プレゼンテーション）の開催日時・場所、実施方法、データのアップロード先等について案内する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。一次審査通過者で、「8契約」に記載された、蒲郡市入札参加資格者名簿に未登録の場合は速やかに手続きを行うこと。

カ 費用の負担

一次審査までの応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(3) 二次審査書類提出と結果通知

ア 二次審査用書類の提出期間

令和6年7月29日（月）から令和6年8月1日（木）正午まで

イ 二次審査書類の提出方法

郵送（郵送は宅配便等も可、期限必着）又は持参により提出すること。郵送と併せて受付期間中に指定アップロード先に応募書類のデータをアップロードすること。郵送は簡易書留等の配達記録が残るものに限る。

郵送 提出先：蒲郡市役所建設部建築住宅課 プロポーザル担当宛

郵便番号：443-8601

住 所：愛知県蒲郡市旭町17番1号

ウ 二次審査提出物

①二次審査用図書提出書（様式3 1部）

②二次審査に必要な提案書

（「16二次審査提案書の作成方法」に基づき作成 10部）

③提案価格書（様式4 1部）

④想定工事費提示書（様式5 1部）

想定工事費提示書は提案時の物価水準より想定すること。

参考資料として事務局が扱い二次審査の評価対象にはならない。

⑤電子データ（提出書類の全てのデータをアップロード）

二次選考に必要な技術提案書をPDF化したものと、様式4～6のPDFデータを指定アップロード先に提出すること。

提案書は最大3ファイルのアップロードでき、1つのファイルは10Mbt以下とする。

エ 二次審査結果通知及び発表

二次審査終了後、二次審査対象者には別途電子メールにて結果を通知す

る。特定された優先交渉権者名は蒲郡市ホームページ上で発表する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

オ 提案料請求書

提案料請求書は審査会場でプレゼンテーション終了後に提出すること。請求書は下記の事項を満たすこと。（提案料については、13二次審査(6)費用の負担を参照）

①様式：任意（インボイス対応請求書）

②宛名：蒲郡市長

③項目：大塚地区保育園設計業務プロポーザル提案料

(4) 優先交渉権者の提出書類

提出書類はそれぞれ指定する必要部数を提出すること。

ア 優先交渉権者の提出書類

【提出書類】

①法人登記簿謄本（原本1部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（原本1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの。
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

③納税証明書（原本各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内

のもの)

- ・本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ③財務諸表（写し1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算書

※個人の場合で上記書類を作成していない場合は確定申告書の写しを1部提出すること。

イ 注意事項

蒲郡市入札参加資格者名簿への登録

8 契約に記載した蒲郡市入札参加資格者名簿に登録されていること。

登録が二次審査結果通知の日から21日以内に確認できない場合は、協議が整わないものとして、優先交渉権を次点交渉権者に移すことがある。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

15 一次審査提案書の作成方法

(1) 提案にあたって

対象施設の設計業務は、実際に施設を利用される方や地域にお住いの市民の皆様のご意見を伺いながら、「大塚地区新保育園整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を基本として進める。提案に必要な条件等は基本計画を参照すること。提案にあたっては、基本計画を理解したうえで、そこに示された対象施設の考え方及び要求内容を踏まえて市民の期待に応えられるような魅力的な提案を求める。

(2) 提案書の様式や共通の留意事項

ア 提案書の様式

- ① 提案の用紙及び枚数は、指定のとおりとする。指定の様式はない。
- ② 用紙の向き、記述の方向は、A3版用紙横置き横書き左綴じとする。なお、用紙の向きの変更は不可であるが、図表等の表現の都合上、一部を縦書きとすることは差し支えない。

イ 共通の留意事項

- ① 提案書は、明確かつ具体的に記述すると共に、説明をしなくても内容を読んで理解できるようにすること。
- ② 技術提案にあっては、大塚地区保育園設計業務委託仕様書に記載している想定工事費を超過しない範囲において提案すること。
- ③ 一般的でない専門用語や略語、造語を用いる場合は、説明文を付記するなど配慮すること。

- ④ 記述に用いる文字のポイントは、原則として10.5ポイント以上とする。
 - ⑤ 文書だけでなくイメージ図（透視図、イラスト、写真など）なども用い、分かりやすく作成すること。なお、技術提案の作成に要する費用は提出者の負担となるので、提出者に過大な負担をかける図柄を要求するものではない。
 - ⑥ 各用紙の綴じる側には、綴じ代として2センチ程度の余白を設ける。
 - ⑦ 書面での提出はホッチキス止めとし、製本はしない。
- (3) 一次選考に必要な提案書の内容
提案書内容は下記のとおり提出すること

内容	用紙・枚数	留意事項
(1)実施設計実績及び自己アピール	A3版 1枚	ア設計実績については、施設の概要や特徴、コンセプト、担った設計業務の内容などを付記すること。
(2)業務の執行体制		イ 配置予定技術者（10参加資格(9)に記載）を記載すること。 ウ 意気込みや取り組み姿勢の自己アピールを記載すること。 エ 専門的知見を持つ協力者を執行体制に含むことを可とする。その場合は、どのような役割を担うか分かるように記述すること。 オ 構造設計やランドスケープ等を再委託する場合はその予定者を執行体制に記すことを可とする。その場合、体制や考え方などについて記述すること。
(3)業務に対する取組方針	A3版 2枚	この提案は、提案者がどのような設計コンセプトを持って本プロポーザルに応募しているかを確認するためのものである。大塚地区保育園の設計に望むに当たってのテーマやコンセプトなどを具体的に記述すること。 (3)から(5)の提案書類に応募者の会社名称等は一切記載してはいけない。
(4)コンセプト及び基本構想		
(5)施設計画の提案		

16 二次審査提案書の作成方法

(1) 提案にあたって

一次審査で提出された提案内容から基本的な考え方が変わらない範囲で追加資料（模型画像、パースを含む）や具体的な提案を可とする。模型をプレゼンテーション会場への持込む場合は長編1.5m短編1.0mを最大サイズとする。

(2) 共通の留意事項

ア (1)から(3)までの提案でA3版の用紙3枚に提案内容を記述する。

イ 提案内容タイトルを入れて提案書を作成すること

(3) 提案する内容は、原則として大塚地区新保育園整備基本計画で示している考え方や理念に沿ったものとする。なお、より良い提案をするために、本計画書で示している施設計画等の内容の一部を変更する提案は認める。ただし、実現性

を考慮すること。

- (4) 提案する内容は、技術面や費用面、維持管理等も検証したうえで実際に採用することを前提に提案すること。

提案内容タイトル	用紙・枚数	記載必須事項
(1)業務に対する取組方針	(1)から(3)の提案でA3版3枚以内とする	ア 地域住民の期待や意見を捉える取組について イ 子育て環境の充実に対する取組について ウ 業務を進めるための配慮した執行体制について
(2)コンセプト及び基本構想		ア こどもの生活環境に対する考え方 イ 地域の子育て支援に対する考え方 ウ 地域性に対する考え方 エ 環境配慮に対する考え方
(3)施設計画の提案		ア 立地条件、敷地条件を踏まえた計画の魅力度 イ こどもが育つ環境としての機能の独創性や魅力 ウ 建設コストに対する提案の合理性と実現性

- (5) 提案書の製本

提案書類のA3版資料は、Z折でA4版とする。

17 事務局

蒲郡市役所 建設部 建築住宅課（担当 大角）

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

電話（直通） 0533-66-1133

FAX 0533-66-1198

メールアドレス kenchiku@city.gamagori.lg.jp

18 質問の受付

本プロポーザルの公募要領や業務委託仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式1）のファイル（ワード）を下記へアップロードすること。

<https://logoform.jp/form/UpCD/524808>

- (1) 提出期間

令和6年4月15日（月）から

令和6年5月15日（水）午後3時まで

- (2) 質問に対する回答日及び方法

最終回答日：令和6年5月20日（月）

蒲郡市のホームページで回答が整ったものから随時公開していく。



19 契約手続きについて

- (1) 優先交渉権者に選定された者と蒲郡市との間で協議を行い、契約を締結する。

- (2) 本業務の契約期間：契約締結の日から令和7年10月31日まで

- (3) 契約金額の支払いについては、基本設計完了時、実施設計完了時の計2回とする。
- (4) 優先交渉権者が契約締結に至らなかった場合は、評価点の次点者を契約交渉の相手方とする。
- (5) 契約候補者が、契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。
- (6) (7)により契約を締結しなくても、蒲郡市は一切の責めを負わないものとする。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - エ 契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 契約に当たっては建築士法第22条の3の3に定める事項を遵守すること。

20 参加の辞退

本プロポーザルへの参加を表明した後、参加を辞退する場合は下記のとおりとする。

- (1) 応募者は、「参加資格通知」を受けた後から一次審査書類を提出するまで、応募を辞退することができる。ただし、一次審査書類の提出後は、辞退することができない。
- (2) 応募を辞退するときは、参加辞退届（様式6）を提出しなければならない。
- (3) 参加辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。
- (4) 応募を辞退した者は、一次審査書類提出締切前であっても、当該プロポーザルには再度応募することができない。
- (5) 辞退届は参加辞退届（様式6）をPDFファイルでアップロードすること



21 失格事項

次に掲げる項目にひとつでも該当した場合、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本プロポーザル公募要領に違反した場合
- (3) 本プロポーザルに参加する者が、当該優先交渉者等の選考を担う選定委員会の委員と接触した事実が認められた場合
- (4) 公正を欠いた行為があった場合
- (5) 提出期限までに指定された書類などを提出できなかった場合

22 契約事項

契約事項は、地方自治法、同施行令及び蒲郡市契約規則等の定めるところとし、詳細は契約時に定める。

23 結果の公表

本プロポーザルの結果は、受託者と契約締結後、蒲郡市のホームページで公表する。

24 留意事項

(1) 提出された書類の取扱い

技術提案書等本プロポーザルに関し提出された書類の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 提出された書類は、返却しません。

イ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザル以外には一切使用しません。

ウ 提出された書類は、蒲郡市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

エ 提出された書類の著作権は、蒲郡市に帰属するものとする。

オ 提出された書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(2) その他

ア 選考結果についての異議申立ては、一切受付けない。